

## 12 主な国際交流・国際協力活動等支援制度の概要

**実施主体：（一財）自治体国際化協会（CLAIR）**

**自治体国際協力促進事業（モデル事業）**

**【対象となる事業】**

地方自治体もしくは地域国際化協会またはそれらと連携するNGOが実施する国際協力事業又はそのための事前調査事業。ただし、資金供与だけの事業や実施にあたり国又はこれに準ずる機関からの助成を受けている事業は対象にならない。

**【助成限度額】**

助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき300万円  
（複数の地方自治体等が共同で事業を行う場合は事業を実施する自治体等の数にかかわらず500万円）

**国際交流支援事業**

**【対象となる事業】**

都道府県、市区町村、地域国際化協会が行う国際交流事業のうち、地域間の国際交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が行われる事業（原則、新規事業に限る。）

**【助成限度額】**

海外で実施する事業	1事業あたり：500万円
国内で実施する事業	1事業あたり：300万円

**多文化共生のまちづくり促進事業**

**【対象となる事業】**

文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、都道府県、市区町村、地域国際化協会、NPO法人等が行う多文化共生を推進する事業

**【助成限度額】**

都道府県、政令指定都市	1団体あたり：400万円
市区町村・地域国際化協会	1団体あたり：300万円
NPO法人等	

（地方公共団体、地域国際化協会と連携して事業を実施するNPO法人等に限る）

1団体あたり：300万円

（複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業あたり400万円とする。）

**実施主体：独立行政法人 国際協力機構（JICA）**

**草の根技術協力事業**

NGOや地方自治体、公益法人の団体等がこれまで培ってきた経験や技術を活かして企画した途上国への協力活動をJICAが支援し、共同で実施する事業。草の根協力支援型、草の根パートナー型、地域活性型の3つのタイプがある。

**【対象となる事業（分野）】**

開発途上国の人々の生活改善、生活向上に直接役立つ分野で、草の根レベルのきめ細やかな活動が行われる事業

**【事業期間】**

3年以内

【助成限度額】

草の根協力支援型：総額 1,000 万円

草の根パートナー型：総額 1 億円

地域活性型：総額 6,000 万円

【対象となる団体】

草の根協力支援型：開発途上国・地域への支援活動実績が少ない NGO 等の団体

草の根パートナー型：開発途上国・地域への支援活動実績を、2 年以上有している NGO 等の団体（法人格を有する団体に限る）

地域活性型：地方自治体または地方自治体が指定する団体

**実施主体：（一財）自治総合センター**

**地域国際化推進助成事業（コミュニティ助成事業）**

【対象となる事業】

地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業

【助成対象】

市町村が認めるコミュニティ国際交流組織

【助成限度額】

200 万円